

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 9 月 14 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600092号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600059号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年7月21日から昭和30年1月5日まで

私は、昭和28年7月21日に、A社C支店D駐在所に正社員として採用されたにもかかわらず、年金記録において、請求期間が厚生年金保険に未加入となっている。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された請求者に係る従業員名簿により、請求者は、請求期間において、A社C支店D駐在所(以下「D駐在所」という。)に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、請求者の請求期間に係る資料は上記の従業員名簿のみであり、請求者の請求期間における厚生年金保険に係る届出及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明と回答している。

また、請求者が正社員として採用されたとする昭和28年7月21日の約1年後に、D駐在所に入社した者として請求者が名前を挙げた女性事務員は、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険被保険者資格の取得日が、請求者と同日(昭和30年1月5日)であることが確認できるところ、当該女性事務員は、D駐在所に昭和29年9月1日に入社したが、当時の給与明細書については所持していないと陳述していることから、当該資格取得日より前に給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、請求者が請求期間当時のD駐在所の責任者として名前を挙げた者は死亡しており、請求者に係る厚生年金保険の適用等について照会することができない。

加えて、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在が判明した二人に照会したが、回答があつた一人から

は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。